

回答書

2013年2月13日

特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会 御中

テレコムクレジット株式会社代理人
弁護士
同

免責事項の文言について、以下のとおり回答します。

- 1 消費者契約法8条1号及び2号はいずれも「事業者の債務不履行」の免責規定の禁止を定めています。

消費者契約において、事業者の債務不履行により消費者に損害が生じたときには、民法415条の規定に従い、消費者は損害賠償請求を行うことができます。消費者が同条に基づき損害賠償請求を行うためには、債務不履行の事実が必要となりますがⁱ、債務不履行とは、債務者が債務の本旨にしたがった履行をしないことを指します。債務の本旨にしたがった履行をしないとは、一般に契約の趣旨等に照らして適当な履行をしないことであるとされていますⁱⁱ。

債務者であっても、契約上負っていない債務を履行する義務はなくⁱⁱⁱ、そうすると、「債務不履行」に基づいて責任が生じる場合とは、当事者が契約関係にあることが前提となります。そのため、同法8条1号2号に規定する「事業者」とは、契約において当事者となる事業者を意味します。

- 2 消費者であるサイト利用者は、サイト運営者とサイト利用に関して契約を締結し、サイトを利用することになります。

サイト利用契約においては、サイト利用者と契約当事者関係に立つ者は、サイト運営者であり、同法8条1号2号が規定する「事業者」とは、サイト運営者となります。

テレコム社は、クレジット決済代行者であり、サイト利用者とはサイト利用契約の当事者関係にはございません。

したがって、本件免責条項は、サイト利用者とサイト運営者間の取引関係につき、契約当事者ではないテレコム社が債務不履行に基づく責任を負わないという事実を確認するものに過ぎず、消費者契約法8条に違反するものではありません。

- 3 なお、本規約が消費者とテレコム社との間で、クレジット決済代行の利用上トラブルが発生した場合まで、免責するものではないことは規定上、明らかと思います。

以上

ⁱ 経済企画庁国民生活局 消費者行政第一課編(平成12年)「逐条解説 消費者契約法」(商事法務研究会)135頁

ⁱⁱ 同上 137頁

ⁱⁱⁱ 同上 138頁